坂井市公式ファンクラブ「坂#会」会員規約

(名称)

第1条 この会の名称は、坂井市公式ファンクラブ「坂#会(サカハッシュカイ)」(以下「ファンクラブ」という。)とします。

(目的)

第2条 ファンクラブは、坂井市(以下「市」という。)の自然、食、観光、物産等の様々な魅力を広く発信していくことにより、市民の方により一層、市への愛着や誇りを感じてもらうとともに、市外の方にも市を知ってもらい、市のファンを増やすことによって、魅力あふれるまちづくりを目指すことを目的とします。

(会員)

- 第3条 ファンクラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した方が 会員となります。
- 2 会員は、居住地や年齢を問わないものとします。ただし、18歳未満の者は、保護者の同意を必要とします。
- 3 ファンクラブの会費は、無料とします。
- 4 会員の期間は、原則無制限とします。

(事務局)

第4条 ファンクラブの事務局(以下「事務局」という。)は坂井市役所移住定住推進 課内に置きます。

(入会手続)

- 第5条 ファンクラブへの入会を希望する方(以下「入会希望者」という。)は、市公式 LINEを登録したうえで、ファンクラブ入会申込フォームにより事務局に入会を申し込むものとします。
- 2 入会希望者は、入会の申込に当たり、次に掲げる事項への同意が必要です。
 - (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を事務局に提供すること。
 - (2) ファンクラブの運営上必要な場合に限り、事務局が前号(1) の会員情報を利用すること。
- 3 会員は、登録内容の変更を希望する場合は、事務局に届けるものとします。
- 4 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。
- (1) 入会申込にあたり、虚偽の内容があった場合
- (2)入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘 活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

(事業)

第6条 事務局は第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象

とした物品、サービスの提供、会員を対象としたイベントの開催など、必要な事業を 行います。

(禁止行為)

- 第7条 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。
 - (1)他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の 権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (2)他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの 運営を妨げる行為
 - (3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
 - (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
 - (5)事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為 (退会及び会員資格の喪失)
- 第8条 会員は、ファンクラブの退会を希望する場合は、事務局に届けるものとします。
- 2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該 会員の会員資格を取り消します。
- (1) 第7条の各号に掲げる行為を行った場合
- (2) 入会申込書に虚偽の記載があった場合
- (3)会員の登録住所、電話番号、メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
- (4) 事務局が会員として不適当であると判断した場合 (損害賠償)
- 第9条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員 と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切 の賠償する義務を負いません。

(個人情報)

第10条 事務局は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定め に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

(規約の変更)

第11条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じた場合は、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更できるものとし、変更した場合は、市公式 LINEでの報告およびホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知します。

附則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。